
第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 6 日)

平成 2 2 年 3 月 2 6 日 (金曜日)

議 事 日 程

平成 2 2 年 3 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分開議

1 開議宣告

日程第 1 議案の訂正の申出について

日程第 2 議案第 17 号 大山町農産物処理加工施設条例の制定について

日程第 3 議案第 18 号 大山町若者向け住宅条例の制定について

日程第 4 議案第 19 号 大山町行財政改革審議会条例の制定について

日程第 5 議案第 20 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 21 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 22 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 23 号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 24 号 大山町消防団条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 25 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 26 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 27 号 大山町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 67 号 大山町長等の給料の特例に関する条例の制定について

日程第 14 議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算

日程第 15 議案第 30 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計予算

日程第 16 議案第 31 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 17 議案第 32 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

日程第 18 議案第 33 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計予算

日程第 19 議案第 34 号 平成 22 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算

日程第 20 議案第 35 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計予算

日程第 21 議案第 36 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計予算

日程第 22 議案第 37 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算

日程第 23 議案第 38 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 24 議案第 39 号 平成 22 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 25 議案第 40 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 41 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 42 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 43 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 44 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 45 号 平成 22 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 46 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 47 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 48 号 平成 22 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 34 議案第 49 号 平成 22 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 68 号 大山町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 36 議案第 69 号 大山口駅前駐車場条例の制定について
- 日程第 37 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 38 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 39 陳情第 1 号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の採択について
- 日程第 40 陳情第 2 号 大山町営墓地建設に関する陳情
- 日程第 41 陳情第 3 号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について
- 日程第 42 陳情第 4 号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情
- 日程第 43 発議案第 1 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 44 発議案第 2 号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出について
- 日程第 45 発議案第 3 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
- 日程第 46 議会改革調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 47 地域自治組織調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 48 地域産業活性化調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 49 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 50 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 51 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 52 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

1 開議宣告

追加議事日程（第6日）〔第1号の追加1〕

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案の訂正の申出について
- 日程第 3 議案第 17 号 大山町農産物処理加工施設条例の制定について
- 日程第 4 議案第 18 号 大山町若者向け住宅条例の制定について
- 日程第 5 議案第 19 号 大山町行財政改革審議会条例の制定について
- 日程第 6 議案第 20 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 21 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 22 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 23 号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 24 号 大山町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 25 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 26 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 27 号 大山町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 67 号 大山町長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算
- 日程第 16 議案第 30 号 平成 22 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 17 議案第 31 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 32 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 19 議案第 33 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 20 議案第 34 号 平成 22 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 35 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 36 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 37 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 24 議案第 38 号 平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 39 号 平成 22 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 26 議案第 40 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 41 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 42 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 43 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計予算

- 日程第 30 議案第 44 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計予算
 日程第 31 議案第 45 号 平成 22 年度大山町温泉事業特別会計予算
 日程第 32 議案第 46 号 平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
 日程第 33 議案第 47 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計予算
 日程第 34 議案第 48 号 平成 22 年度大山町水道事業会計予算
 日程第 35 議案第 49 号 平成 22 年度大山町索道事業会計予算
 日程第 36 議案第 68 号 大山町職員の給与の特例に関する条例の制定について
 日程第 37 議案第 69 号 大山口駅前駐車場条例の制定について
 日程第 38 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第 39 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第 40 陳情第 1 号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の採択について
 日程第 41 陳情第 2 号 大山町営墓地建設に関する陳情
 日程第 42 陳情第 3 号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について
 日程第 43 陳情第 4 号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情
 日程第 44 発議案第 1 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 45 発議案第 2 号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出について
 日程第 46 発議案第 3 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
 日程第 47 議会改革調査特別委員会の調査報告について
 日程第 48 地域自治組織調査特別委員会の調査報告について
 日程第 49 地域産業活性化調査特別委員会の調査報告について
 日程第 50 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
 日程第 51 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
 日程第 52 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
 日程第 53 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（17名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 竹 口 大 紀 | 2 番 米 本 隆 記 |
| 3 番 大 森 正 治 | 4 番 杉 谷 洋 一 |
| 5 番 野 口 昌 作 | 6 番 池 田 満 正 |
| 7 番 近 藤 大 介 | 8 番 西 尾 寿 博 |
| 9 番 吉 原 美 智 恵 | 10 番 岩 井 美 保 子 |
| 11 番 諸 遊 壤 司 | 12 番 足 立 敏 雄 |

13番 小原力三 15番 椎木学
16番 野口俊明 17番 鹿島功
18番 西山富三郎

欠席議員(1名)

14番 岡田 聰

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 柏尾正樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森田増範	教育長 …………… 山根浩
副町長 …………… 小西正記	総務課長 …………… 田中豊
企画情報課長 …………… 野間一成	住民生活課長 …………… 小西広子
税務課長 …………… 中田豊三	建設課長 …………… 押村彰文
農林水産課長 …………… 池本義親	水道課長 …………… 船田晴夫
福祉保健課長 …………… 戸野隆弘	人権推進課長 …………… 近藤照秋
観光商工課長 …………… 小谷正寿	大山振興課長 …………… 福留弘明
診療所事務局長 …………… 斎藤淳	地籍調査課長 …………… 種田順治
教育次長 …………… 狩野実	学校教育課長 …………… 林原幸雄
社会教育課長 …………… 手島千津夫	幼児教育課長 …………… 高木佐奈江
農業委員会事務局長 …………… 高見晴美	代表監査委員 …………… 松本正博
中山支所総合窓口課長 …………… 山下一郎	大山支所総合窓口課長 …………… 麴谷昭久

午前9時32分 開会

○議長（野口俊明君） みなさんおはようございます。いよいよ本日が3月定例会の最終日となりました。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。ただいま諸遊壊司予算審査特別委員会の副委員長より辞任届けが提出されました。これにつきまして、副委員長の再選任をしなくちゃなりませんので、ここで一旦休憩いたします。休憩いたします。

午前9時34分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（野口俊明君） それでは再開いたします。議案審議に入ります前に、議長から皆さんにご報告いたします。

先ほど、諸遊壊司平成22年度予算審査特別委員会副委員長から、一身上の都合により、副委員長の職を辞職したい旨の願いが、委員長に提出されました。

ついては、議事日程の一部を変更し、この件を追加議事日程の第1号の追加1とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明） 異議なしと認め、これを追加議事日程の第1号の追加1とすることに決定しました。

日程第1 諸般の報告

○議長（野口俊明） 日程第1、諸般の報告、諸遊壊司平成22年度予算審査特別委員会副委員長から辞職願いのあった件につきましては、大山町議会委員会条例第12条第1項の規定により、直ちに所管の委員会で審議された結果、これを許可し、欠員となりました副委員長には、大山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、西尾寿博議員が互選されましたのでご報告いたします。

日程第2 議案の訂正の申し出について

○議長（野口俊明君） 日程第2、議案の訂正の申し出についてを議題といたします。この件は、町長から議案第48号 平成22年度大山町水道事業会計予算説明書の記載事項の一部を訂正したい旨の申し出がありましたので、大山町議会会議規則第20条の規定により、議会の許可を求めるものであります。

議案第48号の訂正内容について、説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議案の訂正の申し出ということでいただきましてありがとうございます。平成22年度の大山町水道会計予算ということにつきましての訂正でございます。所管の担当課の方から述べさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（船田晴夫君） 議長、水道課長。

○議長（野口俊明君） 船田水道課長。

○水道課長（船田晴夫君） 本定例会におきまして議案第48号大山町水道事業会計予算ということで22年度予算を提案をさせていただいておりますけども、その中の一部大山町水道事業会計予算に関する説明書4ページの中段にあります支払資金1番事業費の当年度予定額1億1,982万3,000円ということで議案を提案をさせていただきましたけれどもご指摘のありました箇所を精査いたしました結果、1億3,231万4,000円ということで計算間違いをしておったということで訂正をさせていただきたい

というふうに思います。それに伴いまして支払資金の合計額並びに差引額も修正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、不正確な説明資料を添付いたしましたことを深くお詫びを申し上げますと共に、本定例会の進行に支障をきたしましたことを深くお詫びを申し上げます。以上です。

○議長（野口俊明君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号 平成22年度大山町水道事業会計予算説明書の記載事項の一部を訂正する件について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって議案第48号は、町長から申し出の通り、訂正を許可することに決定しました。

日程第3 議案第17号

○議長（野口俊明君） これから日程第3、議案第17号 大山町農産物処理加工施設条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号

○議長（野口俊明君） これから日程第4、議案第18号 大山町若者向け住宅条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号

○議長（野口俊明君） これから日程第5、議案第19号 大山町行財政改革審議会条

例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号

○議長（野口俊明君） 日程第6、議案第20号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号

○議長（野口俊明君） これから日程第7、議案第21号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号

○議長（野口俊明君） これから日程第8、議案第22号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第23号

○議長（野口俊明君） これから日程第9、議案第23号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第24号

○議長（野口俊明君） これから日程第10、議案第24号 大山町消防団条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第25号

○議長（野口俊明君） これから日程第11、議案第25号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第26号

○議長（野口俊明君） これから日程第12、議案第26号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について 討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第27号

○議長（野口俊明君） これから日程第13、議案第27号 大山町立学校設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番、大森正治君。あ、待ってくださいよ。まず、反対討論を許します。大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 赤松分校の廃校というのは、確かに既定の事実ではありますが、わたしは、あえて本条例の一部改正について反対討論をいたします。

その理由を述べます。まず、1点目の理由としまして、教育的効果の点においてであります。学校規模の大小によってその教育的効果のそれぞれメリット、デメリットあるわけですが、赤松分校は、分校という小規模校のメリットを生かした教育の営みが綿々と続いてきました。複式授業では、子どもたちが半分しか勉強を習わないというところでもない誤解とか俗説を耳にしますが、子どもたちは1単位時間のうち直接先生の指導を受けない間というのは、自ら自分たちで学習をする、そういう具合になってますし、そのために自主的な学習の力をつける場にもなっておるわけです。また、少人数のために、一人が発表する機会が多くなります。ですから必然的に発表力が高まるというそういうメリットもあります。

そして、小規模校であるがゆえに、先生たちの創意工夫によって全校で取り組む教育

活動がしやすく、1年生から6年生までのいわゆる縦の教育力が培われてきました。それは、地域の人たちの協力による米作り、あるいは花づくり、そして分校祭などを通して、地域の教育力と響き合い、相乗効果を挙げてきました。まさに、ここには、子どもを真ん中にして学校の先生、保護者、地域の人たち、この三位一体となった教育が花開いていた、そういっても言い過ぎではありません。だからこそ、この度の性急な統合そして廃校には、保護者・地域の人たちの多くが納得いかなかったわけであります。

2点目の理由としまして、赤松分校がなくなることによって、大山町にとっては財政上、マイナスになるからであります。国から町に入る教育関係の地方交付税は、児童数、学級数、学校数に応じて積算されるものであります。総務課の算定によりますと、赤松分校廃校によって、学級数、学校数が減ります。ですからその影響は、激減緩和措置によってすぐには大きくは出ませんが、緩和措置がなくなる5年後の平成27年には約1000万円の減額になります。一方、赤松分校にかかる費用というのは、年間だいたい200万円弱です。つまり、赤松分校がなくなることによって、差引き、大山町にとっては5年後以降、年間800万円の歳入減になるわけであります。

このように、教育面からも、財政面からも、赤松分校を無くす根拠は私は、ないと考えます。よって、「大山町立学校設置条例の一部を改正する条例について」の議案に反対をします。

○議長（野口俊明君） 次に賛成討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第67号

○議長（野口俊明君） これから日程第14、議案第67号 大山町長等の給料の特例に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第67号は、原案のとおり可

決されました。

日程第 15 議案第 29 号～日程第 34 議案第 49 号

○議長（野口俊明君） 日程第 15、議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算から、日程第 35、議案第 49 号 平成 22 年度大山町索道事業会計予算まで、計 21 議案を一括議題にします。

平成 22 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 足立敏雄君。

○平成 22 年度予算審査特別委員長（足立敏雄君） 平成 22 年度予算審査特別委員会の報告をいたします。

ただいま議題となりました平成 22 年度予算審査特別委員会の調査結果につきまして報告をいたします。

平成 22 年 3 月 8 日、平成 22 年第 3 回大山町議会定例会において設置された、議員全員による平成 22 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について審査いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

まず事件名、議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算から、議案第 49 号 平成 22 年度大山町索道事業会計予算までの 21 議案を事件といたします。

2、事件の内容、平成 22 年度各会計当初予算の審査であります。

3、審査の経過及び審査の結果、付託を受けた 21 議案について分科会方式により平成 22 年 3 月 8 日、10 日、11 日、12 日の 4 日間、分割審査を行いました。3 月 23 日には、委員 16 人で全体審査を行った結果、全議案可とすべきものと決定いたしました。

付帯意見等も出ましたので、付帯意見等発表させていただきます。4 付帯意見といたしまして、まず総論といたしまして極めて厳しい地方財政状況の下、効率的で持続可能な財政への転換が求められているが、本年は、町勢振興の基本的方向を示す大山町総合計画の後期基本計画策定の年でもある。

まちづくりの基本理念である「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」の具現化と、豊かで活力あるまちづくりと町民の安心・安全な暮らし実現のため、企業誘致、若者定住、地域再生、産業振興、福祉の向上等の課題施策については、限りある財源を創意と工夫により有効活用し、積極的に取り組まれない。

また町税・国民健康保険税・使用料・貸付金等の未収金においては、滞納対策室を中心とした、関係各課の徴収努力は、高く評価するものの、滞納金総額は依然として増加傾向にある。この原因の究明や、悪質事例における法的措置、連帯保証人への指導等、未収金対策に一層努力されることを要望する。

各論といたしまして、特色のあった議案について述べさせていただきます。

まず議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算について、巡回バス・路線バス等

を含め「大山町方式の新たな公共交通のあり方」を検討するための委員会が設置される。

公共交通は、高齢者や交通弱者の手足として、必要不可欠な手段であるため、利用者に広く愛されるよう、利便性、効率性、経済性等に十分考慮されたい。

また21年度から、町内10箇所の保育所再編計画が、多くの保護者の協力により、検討されている。検討会では、児童のよりよい保育環境整備や地域の活性化とからめて、保育のあり方、新しい保育所の建設時期、位置、財源の確保等が検討されてきており、町民相互理解のもと、協議が整った地区から速やかに、施設整備に着手されたい。

また今年度22年度から、大山恵みの里計画に基づく農産物処理加工施設が稼働する。この加工施設は、行政が整備するものとしては全国でも稀有であり、管理運営を大山恵みの里公社に委託するものの、大山恵みの里ブランド商品の供給や地産地消の推進、農業者所得の向上、農業者の生産意欲の増大につながるものとして、町内外から注目され、またその期待度も高い。

農産物処理加工施設は、地域振興の核となる施設でもあるため、行政と公社が協働・連携し、当初の運営計画達成のため、大いに努力されたい。

議案第36号 平成22年度大山町国民健康保険特別会計予算について、年々増加する医療費の抑制や会計の健全化を図るため、特定健診や人間ドックなどの予防対策の充実やこの受診率の向上に努められたい。

議案第37号 平成22年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、21年度中途から大山診療所は、固定医が不在のため、応急的対応で診療を継続している。診療収入は年々減少しており、現在休止されている2階部分の入院病床の利活用と併せた経営改善が求められている。喫緊の課題である固定医の確保を図り、経営の安定と会計の健全化に努められたい。

議案第46号 平成22年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、22年度には、大山口駅前団地13区画の造成が完了し、分譲が開始される。現在40区画が残るナスパルタウン分譲地と併せて、販売促進に一層の工夫と努力を求める。

議案第47号 平成22年度大山町情報通信事業特別会計予算について、この会計は多額な一般会計からの繰入金により維持されており、町財政の健全化及び特別会計独立の観点から、放送事業者や保守管理業者等への委託料の軽減交渉や加入促進による収入の増加を図られたい。以上です。以上報告を終わります。

○議長（野口俊明君） 委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。ここで暫時休憩いたします。再開は55分です。

午前10時42分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

日程第 15 議案第 29 号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。これから日程第 15、議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算について討論を行います前に、近藤大介議員外 2 人から、一般会計予算に対し、お手元に配付のとおり、修正の動議が提出されております。この動議は地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定に基づく動議でありますので、これを本案と併せて議題といたします。

初めに近藤大介議員外 2 人から提出された議案第 29 号 平成 22 年度大山町一般会計予算に対する修正案について、提出者の説明を求めます。近藤大介君。

○議員（7 番 近藤大介君） それでは平成 22 年度大山町一般会計予算に対する修正案について、提案理由の説明を申し上げます。

本修正案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額する内容でございます。

歳入では、第 80 款繰越金を 200 万円減額しております。歳出では第 10 款総務費第 5 項総務管理費を 200 万円減額しており、具体的には、企画費の負担金補助及び交付金のうち財団法人大山恵みの里公社への運営業務補助金 3,337 万 2,000 円を 200 万円減ずるものであり、その理由は公社への補助金の算出根拠が妥当制を欠いているためであります。

公社への補助金 3,337 万 2,000 円のうち約 500 万円は、昨年 11 月に新たに就任した公社の専務理事の人件費 2 分の 1 相当額であります。理事の報酬月額 70 万円、年月にして 840 万は、大山町の副町長の給与と大差ない金額であり、この役員報酬については、町民から批判や不満の意見が多数出ているところであります。住民の理解を得られているとは言い難い状況であります。もとより公社の専務理事の報酬は公社内部で決定されるものであります。この人件費に行政が補助金を支出する場合は、類似する団体等の状況などを勘案した標準的な金額によることが原則であります。この場合は年間の人件費 600 万円程度が妥当と考えられ、1,000 万円と 600 万円の差額の 2 分の 1、200 万円を補助額から減ずるものであります。大山恵みの里公社が行う公益事業は、この補助金が 200 万円減額された場合であっても、公社内での人件費の見直しと、その他経費の見直しにより、その実施に影響はないものと考えられます。町執行部の提案は常に完全無欠であるわけではありません。

本修正案は、住民の立場で議会が行政を監視できているか、議員の良識、議会の存在意義を示すものであると考えます。

皆さんの修正案に対してのご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これより、平成 22 年度大山町一般会計予算修正案に対する質

疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口俊明君） 12番、足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 失礼します。1点だけ、給料が約1,000万を600万というふうに減じるということではありますが、じゃあこの600万と言う数字が、本当にこの仕事に対して妥当なのかどうか、そこのところの根拠の理由が、はっきり分かりかねますので、600万で今の仕事が妥当だというふうに結論づけた根拠、説明お願いいたします。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） ここでよろしいですか。

○議長（野口俊明君） 自席で結構です。

○議員（7番 近藤大介君） 人件費において年額600万円程度が妥当だと考えた理由でございますけれども、一つにはこのたび大山観光協会観光局が、その事務局長を募集しておりますのに、年間の報酬500万で募集をかけておる。で、これに事業主によります社会保険料負担、あるいは退職引き当て金等を考慮しますと、人件費としては、600万円であると。その他、町の関係する団体等でも概ね、年間の人件費としてはこういった人材を求める場合600万程度が水準になっていると考えられます。あくまでも公社の専務理事の給与、あるいは報酬を決定するのは当該団体であることに違いはありませんが、これに人件費の補助として、補助金として出す場合は、その程度の金額を根拠に支出するのが妥当と判断したものでございます。以上です。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長。

○議長（野口俊明君） 12番、足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） この600万の根拠に、先ほど観光局の方の給金ということでは言われました。観光局への給金は、町から500万ということでは先ほど言われましたようにいただいております。ただ観光局の方でも、この給金でいいというふうに思ってるわけでは決してありません。ただそういう形での金の都合しかできないからこれでやってもらってるわけです。

と、もちろん仕事に対して、僕らは今、観光局の方を例に出されましたから言いますが、かなりの仕事量を今度はやってもらうことにしております。でも、もっともっと給料を出したいんですけど、出せないのが現状であります。かえりみて、この公社の分の仕事はですね、今現実に前任にやっておられた下岡さんがもう実際に辞められると、そういう中での仕事の増というのも明らかに考えられます。

それから今までやってきた中でも、岡崎専務理事が今、いろんな形で鳥取の方の開拓をしておられます。そういうその仕事の内容をですね、精査した上での600万なら分

かりますけれども、おおざっぱにあすこの公社のはこれだけもらってるから、こっちはこれだけもらってるからこのぐらいで十分だと、それはちょっとね、乱暴すぎるんじゃないかというふうに思います。

で、中でもずっと言っておられますが、もう理事の方でこの給与でいいという結論が出ておるわけですよ。果たして僕等議会が、そこまで公社が認めている職員の対しての給料にまで、そこまで口を突っ込む権利があるのかどうなのか、例えあったとしても、実際にまだ結果も出ていない人の給料を仕事がどれだけやれるか分からない人の給料を今の時点でこういう形で修正案出すのは間違っているというふうに思います。以上です。

○議長（野口俊明君） それ質疑ではないですか。

○議員（12番 足立敏雄君） 質疑ですよ。最後の方が質疑にはならなかったけれども、もうちょっとその根拠をお願いします。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 観光局の方では、観光協会では、当然会員の方もおられてその運営に関する歳入では、会費の収入も相応に占めてあると考えております。そういった自主財源も自分のところで調達しておられる団体であっても、なかなか今こういう情勢ですから新しく人材を求めるのに、給与なり報酬はたくさん出したくてもなかなか出せない、そういう状況である中で、公社については、今のところまだ行政まる抱えに近い団体であります。そういった行政まる抱えに近い団体であるならばなおのこと、やはり職員の給与なり報酬の支出にあたっては、一般的な相場に十分に配慮した金額であるのが、当然ではないかと考えております。まだ結果が出ていない公社の事業に対して、その役員の報酬を議会で云々するのはいかがなものかというご指摘ではありますが、先ほど申しましたようにあくまでも、議会として公社の専務理事の給与を下げなさいとか上げなさいとかいう決定権はありませんが、そこに人件費の補助を行なう場合、やはりそこには住民が得られる水準での支出の範囲というのが、あろうかと思います。そこを今回は、年間600万で私どもは計算をさせてもらっておりますが、その結果、公社の専務理事の報酬を公社の中で引き下げられるのか、あるいはそのままにしておいて、その他の経営努力によってその不足分を補われるかは、公社の判断であらうかと思しますので、われわれ議員としては、あくまで補助金に支出する際の考え方として妥当制を求めるべきではないかというのが、私どもの考えでございます。以上です。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長。

○議長（野口俊明君） 12番、足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 水掛け論になるかもしれませんが、この提出されている3人さんがですね、本当に今の専務理事の仕事内容を計算して600万というものを出されたのかどうか再度お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（野口俊明君） 7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 専務理事の働きぶりを直接確認させていただいて、この修正案を出しておるわけではございませんし、またそういう必要性があるとも考えておりません。以上です。

○議長（野口俊明君） 5番、野口昌作君。3人に聞かれたでしょ。

○議員（5番 野口昌作君） なら5番。

○議長（野口俊明君） ちょっと休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（野口俊明君） それでは再開いたします。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 10番、岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 今説明を受けましたが、この報酬につきましては、恵みの里公社の理事とか評議員さんが決めておられると思います。この修正案を出されました方々は、3名おられますけれども、その根拠など理事さんや評議員さんにお聞きされたことはありますか。

○議長（野口俊明君） 7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 公社理事会でどのような根拠で840万の報酬を出されることになったか、それぞれの理事さんからは直接には伺っておりません。

〔「3名の方に」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 5番、野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 私も伺っておりませんが、公社の方のいわゆる給与規定かは何かでそういうことを決定しておられるかということも岩井さんに尋ねたいぐらいでございます。以上です。

○議長（野口俊明君） 質問だけで。11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） もちろん私は全員の理事さんから聞いているわけではございませんけども、一部の議員さんからおかしいでないか、議会で何とかせんといけんじゃないかということは聞いております。

○議員（10番 岩井美保子君） 了解。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで修正案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、修正案と原案に分けて行います。まず原案に対する賛成討論を許します。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） 正直言いまして、経済建設常任委員長になった時からですね、大変な課題を背負っているというふうに思っておりました。予算特別委員会で報告したとおり、これからまだまだ困難が多く出てくる事業と思いますが、可とすべきものと決したところです。議員の言われるとおり、心配、懸念もたくさん抱えております。わたしたち6人の委員も同様の思いでありますし、そのための議論をしまいいりました。

さて大山町総合計画の大きな柱のひとつであります、大山恵みの里構想から始まりました大山恵みの里公社、目的は農産物の付加価値を付け、生産者の所得向上、そして安全で安心な産物の地産地消、また物産のPR、観光スポットの案内紹介、大山ブランドの確立等々、幅広くスケールの大きな事業であります。そして雇用の創出も忘れてはならない重要なポイントだと思います。そのための道路整備、観光交流センター道の駅、農産物処理加工場の施設の建設であります。この建設にあたっては大変有利な国から、そして県から、国交省などからもいろいろな援助をいただきながら、施設として完成したものでございます。まずそのあたりを検証したいと思いますが、まず観光交流センター道の駅、用地費、工事費合わせて1億5,500万円、その中で国庫補助金6,000万円、合併特例債9,025万円、一般財源といえば、町の直接手出しですけれど、475万円、さらには、一般道からのアクセス、これ国交省から日本で初だとか、いろんなこと聞いております。大変な協力をいただいています。そして土地を貸していただきました。駐車場となっております。そして農産物処理加工施設、工事費、大型備品費合わせて2億1,000万円、これ国庫補助1億500万、合併特例債9,975万円、一般財源がこれまた525万円です。

まあ、合併特例債の場合は、補助残の95%に充填でき、後年度の元利償還金の70%を地方交付税で消費されるというふうになっております。また、雇用創出の効果は、大山恵みの里公社の雇用創出効果、平成22年4月見込みで、正職員、常勤役員も含めませんが、5名です。契約職員2名、あとパート職員18名、計25名の雇用の創出が見込まれております。道の駅については、やっと1年船出したものの内容運営については、現在も検証と修正を繰り返しながら、効率と収益の向上を探っております。わたしは見守っていく施設だと考えております。

加工所については、作業員の募集の段階であり、稼動前の状態であります。収支決算ができていない今、手数料の高い、安い、就任して4カ月の専務理事報酬の高い安いについては、さまざまな議論がありました。

しかし、そう簡単に期待以上の結果が出るような事業ではないと思います。安くて能力があって、大山が大好きで、寝食を惜しんで努力する人が一番いいことは子どもでも知っています。ただそんな方がごろごろしているとは思いません。まして思ったほどの結果が出ないかもしれません。

このたび事務局長が2年で辞任しました。よい結果だったでしょうか。願った結果が得られたでしょうか。大変難しいと思います。200万円安くしろ、何故200万円なのか。安ければいいのであれば、420万でもいいじゃないですか。短期間で公社の道筋をつける成功の鍵となる請負人です。収益的にはとんとんでもよい事業ですけれども、自分の給料分以上に稼いでみせると言ってるんです。そして理事長である町長も、やらせてくれや、やらせてやってください、と、言ってるんですよ。思い通りやらせてもよいと思いますがいかがでしょうか。

議会も加工所建設を承認しました。ある程度任せることが必要だと思います。やらせもしないで、誰がいつどのような形でどの程度修正などができるのでしょうか。わたしたちはチェックも必要ですが、結果を恐れて引っ込み思案になるような、執行部に対しては、応援もし、尻も叩かなければなりません。ただでさえ働かなくても身分保障がある公務員ですよ。町長は選挙という洗礼を住民から受けるわけですから、結果を当然出さなければなりません。わたしは決算ができた時点で公益部門、収益部門の精査、検証してから生産者への利益還元等を考え、方向性、修正なりを加えてよりよい法人に育成していくべきだと思います。

結論として、大部分が補助金で運営される公社であります。評議委員会、理事会の町民代表の決定も尊重しなければなりません。またわたしたちの代表であります議長も理事会の一員であります。理事長であります町長の熱い思いと、考え方も確認も何度もいたしております。

さまざまな意見はございます。わたしたち議員も一生懸命町の発展、町民利益を考えています。今、町民に叩かれようとも、近い将来を考え、これしかないと思った以上、任せなければならない苦渋の選択もあります。重要なのは、当初の目的を達成させること、この事業を成功させることです。役場、町民、公社のスタッフが一丸となり、是非とも成功させなければならない事業だと思います。以上です。

○議長（野口俊明君） 続きまして、原案及び修正案のいずれかに対する反対討論を許します。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。11番。

○議長（野口俊明君） 11番、諸遊壊司君。

〔「その前に原案に賛成討論があるだろう。」「それはおかしい」「なんで、おかしくないわ。局長どうですか。原案に対する賛成討論もあってもいいんじゃないですか。」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 今、原案に賛成討論。

〔「一人でも二人でもええがな。」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） そりゃあ、順番にいくわけですよ。次また許します。順番にいきますので。続きまして、原案及び修正案のいずれかに対する反対討論を許します。

○議員（１１番 諸遊壊司君） 議長。１１番。

○議長（野口俊明君） １１番、諸遊壊司君。

○議員（１１番 諸遊壊司君） 原案に反対でしょ。

○議長（野口俊明君） 原案及び修正案のいずれかに対する反対討論でございます。

○議員（１１番 諸遊壊司君） 取り消します。

○議長（野口俊明君） いいですか。原案及び修正案の何れかに対する反対討論でございます。

〔「議長、ならあとから。わたしは修正案に賛成の立場ですので。あとからまた賛成を」と呼ぶものあり〕

○議員（１５番 椎木 学君） 議長。１５番。

○議長（野口俊明君） １５番 椎木 学君。

○議員（１５番 椎木 学君） 私は修正案に対する反対討論を行なわせていただきます。

大山恵みの里構想の具現化は、新大山町にとりまして、大変重要な政策課題であり、このことは皆さまも共通認識だと感じております。今回の論点は、総務費、総務管理費に対する負担金補助及び交付金の大山恵みの里公社運營業務補助金３，３３７万２，０００円の中の公社公益会計予算書部分に相当する役員報酬４２０万円に対する２００万円の減額と理解しております。

この公社は当初から議会も関与しておりますし、議会を代表いたしまして、議長が副理事長に就任し、運営に関しても事業計画にも議会は報告を受けております。また、公社の事業計画は、議会も承知しているところであります。従いまして、この事業計画に基づいて、一般会計に予算計上されているわけですが、この運営に関する、運営に関しては、議会も関与、承認しているところであります。この予算を否定することは、わたしたちが多いに自己否定、あるいは自己矛盾を抱えることと認識せざるを得ません。公社の公益的事業はもちろんのこと、収益的事業の道の駅運営及び農産物加工センター等の運営の成功、不成功は大山町の地域振興に大きく関わるものであります。そしてまた、その成功、不成功は公社の力量、人的能力に大いに左右される事業と考えております。行政は当然のことながら、議会も支援する立場にあり、足を引っ張るのではなく、事業が計画どおり、あるいはそれ以上に達成されるように支援されるべきであると、そういうように考えております。以上の点からこの修正案に反対をいたします。以上です。

○議長（野口俊明君） ほかに。

〔「議長、原案に賛成討論」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 次に。ちょっと待ってください。次に、原案に対する賛成討論を許します。

○議員（１７番 西山富三郎君） 議長。１７番。

○議長（野口俊明君） 17番、西山富三郎君

○議員（17番 西山富三郎君） 原案に賛成の討論をいたします。地方自治は民主主義の学校である。イギリスの政治学者ジェームスプライスの有名な言葉であります。この有名な言葉が、今ほど重みを持つ時代はないと思います。住民自ら地域の政治、行政を担うことの大切さを説いたものであります。森田町長は、大山町の目指す自治体像を目標に向かって、住民と行政が両輪となり、協働して前進しなくてはならない。集落の健康診断は、現状を認識し、問題課題の解決をはかっていくものである。これからの自治は行政と住民が共に汗を流すことだと言っております。少子高齢化が、一般化した今日、地域力をもった協働社会の再構築が共同課題となってきました。血の通った地域社会とは、面接社会のことでもあります。声をかけられる、顔が分かるという面接社会では、住民同士の距離も近くなり、性別、年齢、出身、職業などさまざまな人々の触れ合う機会が多くなります。地域自治の組織の取り組みは、まさしく地方自治が民主主義の学校の本旨であります。大山町議会では、地域調査特別委員会を設置し、調査研究をいたしました。後刻、近藤大介特別委員長が最終報告をいたします。森田町長は、町民の安心、安全を担保することと政務報告で申し述べております。

平成22年度一般会計当初予算は、91億3,000万円で、332の事業、特別会計は22会計で63億8,532万7,000円であり、157事業、合計489の事業が盛り込まれております。町民は、素晴らしいものであります。尊敬されるべきものであります。名誉あるべきものであります。自尊感情とは、自分の尊厳を主張して他人の感情を排除しようとする、真理態度であります。町民の声は大事にしなくてはなりません。自己実現とは、自分の中に潜む可能性を自分で見つけ、それを十分に発揮していくことであります。これこそ森田町長が申し述べる安心安全の行政施策であると思えます。子どもの未来を考え、子どもの人格を尊重した施策、男女行政社会を目指す取り組み、高齢者、高齢者の幸福追求を高齢者と共に考え、自立を考える福祉施策、同和問題の早期解決を図るための教育施策、障がい者の自立と社会参加の支援、外国籍の人に対する対応、人権を拡大する行政の施策が取り組まれています。

道路は、明日の労働力の再生産を保証する場であります。主要道路をはじめ、生活に密着した道路が数々予算計上されています。町長が特に心を使う、エコ農業の対策、公共交通全対策、交通事故の減少、防災対策、環境衛生対策、地球温暖化対策、生産雇用対策、保健福祉医療対策、大山の足湯の建設、大山恵みが受け継ぎ元気な未来を開くまちづくりのために、苦しい懐事情の中に総意と工夫された予算であることを評価し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に、近藤大介議員ほか2名から提出された議案第29号の修正案に対する賛成討論を許します。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。11番。

○議長（野口俊明君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 先ほどは失礼いたしました。近藤議員の修正案に対して賛成意見を述べたいと思います。

先ほど原案に対して、経済建設常任委員長のご意見、聞きながら、まあ皆さんも他の人もありましたけども、うん、全て反対するわけでは、なるほどな、そうかな、そういう意見もあるなとわたしも思ったわけでございます。ある程度理解はできました。

しかし皆さん、わたしが言うまでもなく、議会議員は町民の代弁者であります。町民の声を謙虚に耳を傾ける、これが第一の仕事であるとわたしは思っております。

専務理事に報酬、いろいろ手当を含めて約1,000万、この金額を町民の皆さまが今どう思っているか。ここだと思っております。特に農家の方、またその上特に、恵みの里に野菜などを出荷している方も、びっくりしておられます。この1,000万の儲けるため、つまり手数料1,000万払うために、恵みの里の手数料は15%からいろいろ出し方によって30%でございます。平均20%として、5,000万の水揚げをしてやると1,000万の手数料が入るわけでございます。この5,000万を上げるために農家はどほど汗をかくのか。あそこの恵みの里に出される農家の人、一人でよけ出される、まあいろいろありますけども、そんなに何百万も出される人はないと思っております。何十人、何百人の人が出されてやると5,000万の収入が、水揚げが上がるんです。そこから2割の手数料を取られて1,000万、それをある職員の給料に持っていく。これはね、農家感覚からしてやっぱり高いなと思われるのは、当たり前なことだとわたしは思っております。

町長は本当に農業に精通された方でございます。この農民の喜び、苦しみ、悲しみ一番分かるのが、トップでいらっしゃる町長だと私は思っております。どこかの国で、どこかの幹事長が自分の主張が一番正しくて、他の意見には耳をかさない、聞かない、そういうことされておりました国民の信頼がどんどん減ってきております。わたしも今このままで町民の声に耳を傾けなければ、大山町は、執行部も議会も本当に町民から信頼を失うのではないかとわたしは思っております。（「そうだ」と呼ぶものあり）

また、公の自治体の職員、またその方の報酬は、公募なりまたまた関係者で協議して決めるものであるとわたしは思っております。ところがこのたびはどうだったでしょうか。悪いですけども、町長独断でございました。この人を欲しい、この人にはなんぼ欲しい。すべて決められてあとに評議委員会、理事会に説明された。理事会でも結構揉め事を聞いております。わたしたちのその後から報告を受けました。

わたしは、こういうやり方をすれば、民主主義の根底を揺るがすものではないかと本当に危惧しております。

よって、わたしは近藤議員の出された修正案に賛成をいたします。どうぞ、議員の皆さん、今町民がこの件に関して、何をもち、何をどう思っているか、よく考えてく

ださい。考慮してください。的確なる判断をして欲しいとわたしは思っています。以上、わたしの近藤議員に対する賛成討論を終わります。

○議長（野口俊明君） 続きまして原案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 次に、原案および修正案に反対のいずれかに対する反対の討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 私は、平成22年度大山町一般会計予算の原案に対して、反対の立場から討論いたします。

一般会計当初予算の総額9億7000万円のこの中には、75歳以上に肺炎球菌ワクチンの接種補助制度の新設、中学校卒業まで子どもの医療費全額助成の継続、学校施設の充実、そして本町の基幹産業である農業振興など、町民にとって必要な予算であり、評価できるところもあります。

しかしその一方で、疑問や問題を持った部分もあると思います。

まず、不要不急と思われる道路の新設に、多額の予算が組まれていることです。わたしは先の一般質問でも取り上げましたように、町道中山インター線は、すでにある道路の利便性や安全性から考えて不必要な道路であるというのが、大方の見方であると思います。この道路に総事業費4億円、4年間の補助事業の初年度に、約2,300万円もかけるのは大いに問題があると思います。

また、町道退休寺線は、金龍山退休寺に向けて大型バスが入れるように、観光道路として新設しようとするものです。しかし、この道路も観光客の現状からみまして、いま急いでつくる必要のない道路であるとわたしは考えます。

次に、同和問題関係の予算についてであります。

同和問題は、45年前に同和対策審議会答申が出されて以来、早急な解決が国の責務であり、国民的課題であるとして、特別措置法の下に国と地方合わせて16兆円以上の税金と、膨大な人的エネルギーを費やし、様々な同和対策や同和教育が精力的に行われてきました。その結果、同和問題はその解決に向かって大きく前進してきました。いまや、同和問題はほとんど解決しているというのが大方の認識ではないでしょうか。そのため、国の特別措置法は、すでに8年も前に終了しております。

しかし、自治体の行政は「差別は残っている」「差別がある限り同和対策は必要である」という認識の下に、事業を縮小させながらも、現在もなお同和対策事業を継続しているのが実態であります。

わが大山町も例外ではありません。同和関連予算は、総額がおよそ1億円にも及びます。その半分ほどは職員の人件費ではあるものの、その施策には、高校・大学などへの進学奨励交付金、地区学習会への補助金、固定資産税の減免など、特別な同和対策が残っています。

このような特別施策を継続することは、「部落」を固定化し、わたしは敢えて旧を付けたいと思いますが、旧同和地区と地区外との間にいつまでも垣根を作ることになります。これでは真の同和问题解決にはならず、むしろ解決を遠ざけてしまうことになるのではないかと思います。だからこそ、今や、特別な同和対策は終了して、一般対策へ移行することが真の解決につながると考えるものです。以上、一般会計予算への反対討論とします。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に対する賛成討論を許します。次に、近藤大介議員他2名から提出された議案第29号の修正案に対する賛成討論を許します。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番、野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 私は近藤議員が提出されました修正案に対しまして、賛成の意見を述べさせていただきます。

私、このたびの第一期、第一期ってこのたび初めて議会に出まして、そしてその議会の中でですね、この公社、恵みの里公社というものの話を聞いたわけでございますけれども、当初、町長が立候補された時は、農産物処理加工施設についてはマニフェストの中で止めるということをまあ言っておられました。そういう中で、当選されて、今度は農産物処理施設はやるんだということでございまして、そのやるにあたっては、やはり人材が必要だということから町長がその適任者ということできろいろと探される中で、今の専務の人材が見つかったというようなことだったように覚えております。

そしてですね、私まあこの人材を探された人は、専務さんはですね、これは恐らく農産物処理加工施設、これが非常に難しい事業だということをおたしも認識しておりますし、町長も当初認識されて農産物処理加工施設は止めるんだという具合に言っておられた、それが当選後変わったということで、非常にまあ重要視されていたのではないかと、私もそう思っております、重要視しておりました。そういう中でですね、この専務さんについては恐らく収益事業に全神経を、全力を傾けてですね、仕事をやられるものという具合に思っておりました。

ところが、このたびの予算が提案されたときにですね、収益事業、農産物処理加工施設、それから恵みの里の道の駅ですか、ああいうところの中の収益事業に50%、それから公益事業に50%というような予算配分っていいですか、人件費についてですね、収益事業に50%、公益事業に50%、というような人件費配分であります。私これはですね、収益事業の方に力を、もう全力でやって全部収益事業で挙げられると、傾注されるんだという具合に考えておりました私からしてみればですね、ああこれはおかしいでないかという具合に思いました。

そういう中でやはり近藤議員の言われるようにですね、この給与についても、非常に皆さんの声の中で、高額だということが聞かれます。そしてですね、本当に農業をやっ

ている方々は、本当に大変なんです。畜産にしても大変でございます。野菜作っても大変でございます。ブロッコリーもですね、それこそ朝の12時1時からですね、0時1時から収穫して、そりゃあとても、手取りがですね、500万でもしようかと思ったら、大変なことなんです。手取りをね、本当の。ほんと大変なんです。そういう中でやっぱりですね、これは高いという声が多く出ております。そういうことからやはりもう少し考えられた方がいいでないか。そしてやはり理事会の中でですね、はっきり給与額というものを、きちんと理事会の、役員のですね報酬ということで、決められたか、決められてあるという具合に思ったりしています。決められてないということになればおかしい問題でございますから、決められてあると思ったりもしておられますが、議員さんの中でも恐らくそういう具合に思ってる人があるのではないだろうかという具合に思ったりするところであります。

それからもう1点ですね、このたびの公益事業の中にですね、この事業費、公益事業費がですね、昨年プラス700万円ということになっております。1,185万6,000円の公社の方の予算でございますけれど、これが公社の方の予算化されているようでございますが、これは町の補助ですけれど、昨年よりも700万円増えてきたということでございます。これ非常にですね、農産物処理加工施設の方に全力を傾けていただかなければいけない、その中でですね、700万円も増えるような公益事業ということをやらなければいけない、これはどういう具合にやられるかということを探ねたところが、役場の方の職員がですね、手伝いながらやっていきたいというようなことを言っておられますが、役場の方の職員が手伝いながらやるということは、公社の方のですね、仕事に、役場の職員が少しづつは手伝ってもいいわけでございますけれども、これが本末転倒のような感じもしたりするわけでございます。

これらについてもですね、事業を縮小してでも、ある程度の縮小をしてでもですね、やっぱり農産物処理加工施設の成功、そしてですね、本当に給与というものをですね、何とか収益事業の方で全額出されるというような方向でですね、やっていただきたいなという具合に思うところございまして、近藤議員の提案にですね、賛成する意見として述べさせていただきます。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。討論は。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番、竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 修正案に反対討論です。

○議長（野口俊明君） 討論は原案に賛成から順番にいきますので。そういたしますと、1番、竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） わたしは修正案に対しまして反対討論をしたいと思いません。まずですね、840万という報酬、これは絶対額にしますと、とても高額です。仕

事を何もせずに840万、これだと本当に高い報酬だと思いますが、こういう報酬はですね、相対的に考えるべきだと思います。で、能力に応じて840万という考え方もあるかと思いますが、先ほど西尾議員の話でもありましたとおり、従業員25人程度を抱える経営のようなことを取り仕切る立場にあるわけですから、それなりの権限と責任があります。

報酬は、見込みで算定する場合には、その権限と責任の大きさに応じて決めなければ、人は当然集まって来ないと考えております。ですので、議会の議員の仕事としては当然ブレーキを執行部の行なうことに対して、ブレーキをかけるのが仕事ではありますが、ブレーキをかけるタイミングが本当に今なのか、1年後に結果が出てから決算を見て相対的に判断すべきだとわたしは考えます。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第29号を採決します。

採決の順序は、まず修正案を諮り、次に原案についてお諮りします。初めに、近藤大介議員外2人から提出された修正案について、採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。よって本修正案は否決することに決定しました。

次に原案について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第30号

○議長（野口俊明君） これから日程第16、議案第30号 平成22年度大山町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のと

おり可決されました。

日程第 17 議案第 31 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 17、議案第 31 号 平成 22 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 31 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 32 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 18、議案第 32 号 平成 22 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 32 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 32 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 33 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 19、議案第 33 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第34号

○議長（野口俊明君） これから日程第20、議案第34号 平成22年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第35号

○議長（野口俊明君） これから日程第21、議案第35号 平成22年度大山町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、休憩を行います。再開は午後1時再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

日程第22 議案第36号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。これから日程第22、議案第36号 平成22年度大山町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第37号

○議長（野口俊明君） これから日程第23、議案第37号 平成22年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第38号

○議長（野口俊明君） これから日程第24、議案第38号 平成22年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第39号

○議長（野口俊明君） これから日程第25、議案第39号 平成22年度大山町老人保健特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第40号

○議長（野口俊明君） これから日程第26、議案第40号 平成22年度大山町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第41号

○議長（野口俊明君） これから日程第27、議案第41号 平成22年度大山町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第42号

○議長（野口俊明君） これから日程第28、議案第42号 平成22年度大山町農業

集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第43号

○議長（野口俊明君） これから日程第29、議案第43号 平成22年度大山町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第44号

○議長（野口俊明君） これから日程第30、議案第44号 平成22年度大山町風力発電事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第45号

○議長（野口俊明君） これから日程第31、議案第45号 平成22年度大山町温泉事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第46号

○議長（野口俊明君） これから日程第32、議案第46号 平成22年度大山町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第47号

○議長（野口俊明君） これから日程第33、議案第47号 平成22年度大山町情報通信事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 4 議案第 4 8 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 3 4、議案第 4 8 号 平成 2 2 年度大山町水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 4 8 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 4 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 5 議案第 4 9 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 3 5、議案第 4 9 号 平成 2 2 年度大山町索道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 4 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 4 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 6 議案第 6 8 号

○議長（野口俊明君） 日程第 3 6、議案第 6 8 号 大山町職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） ただいま上程いただきました議案第 6 8 号大山町職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、厳しい経済状況を踏まえ、大山町職員の給与を時限的に減ずる特例の措置を講じることにより、これによりまして生ずる財源を持って緊急的雇用に資することを目的とするものでございます。

給与を減じる期間は、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間で、対象となる職員は、行政職給料表の職務の級が 5 級以上である職員及び医療職給料表の職務の級が 4 級以上である職員であります。減額する給料の額でございますが、支給する給料の額に 1 0 0 分の 3 を乗じたものとしております。以上で、議案第 6 8 号の提案理

由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第69号

○議長（野口俊明君） 日程第37、議案第69号 大山口駅前駐車場条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい。ただいま上程いただきました議案第69号大山口駅前駐車場条例の制定についてでございます。提案理由の説明を述べさせていただきます。

本案は、大山口駅前駐車場の整備が完了することに伴いまして、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項を定めるものでございます。既存の駐車場を含めて、大山口駅利用者や駅前商店街の利便性を図ることとあわせて適正な維持管理のため、一部有料区画を新たに設けることといたしておるところでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上で、議案第69号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第38 諮問第1号

○議長（野口俊明君） 日程第38、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） それでは諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由の説明をしたいと思います。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討いたしました結果、新たに小西廣子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

小西さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものでございます。

小西さんは、昭和42年に名和町役場職員に採用され、平成17年の3町合併後は中山支所福祉課長、大山支所住民課長、そして現在は住民生活課長の要職を務めていただいております。今年3月末日を持ちまして定年退職をされますが、これまでも町主催の様々な人権・同和問題等に関するいろいろな研修会等に多数参加されるなど探究心もあり、今後、益々のご活躍が期待される方でございます。

なお、発令期間は、平成22年7月1日から平成25年6月30日までの任期3年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） ここでしばらく休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時19分 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」「16番」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 16番、鹿島 功君。

○議員（16番 鹿島 功君） はじめにお断りしたいと思いますし、私はこの同意案件について非常に小西氏を信頼しておりますし、決して彼女がいい悪いという話じゃなしに、逆にいい人だと思っています。

あえてここで発言をするということはですね、ここで傍聴あるいは聞かれている住民の方がですね、誤解をされてはいけないというような思いもあって、一つ町長にも伺いたいと思うわけで発言をさせていただくわけでございます。

特に人権擁護委員という職というものは、大変まあ本当に奉仕の精神でボランティアで働かなくてはならないというような仕事でございますし、非常にまあなかなか普通の人が募集しても、あるいはお願いしても受けられる仕事ではないということを十二分に分かっておりますし、それをまあ執行部の方、本人さんに了解を得たということで、こ

ういうことは、非常に役場の職員さんが退職されてされるということは逆にいえばいいことだと思うわけですが、知らない方、職業を分からない方々はですね、その「なんだいや、天下りでまたなんぞすらすええな」というような誤解を生じることがあらへんかなと、そういう心配があつてですね、あえて発言させていただきました。あのそのへんのところはですね、町長、たぶん悩まれてなかなか人材が発掘できなかったということだろうと思います。後で、そのことだけをお答え願いたいと思いますが、私はそういうことをここであえて、現職である課長をですね、退職間近といいながら、同意することについては、非常にいいことではあるものの反面、少し議会議員としてはちょっと不安に思うこともあります。ですが彼女のこれまでの業績、識見等で非常にやって欲しいという一人でございますが、ただ言えることは現職であるということですね、そのへんのところを住民に分かってもらいたいという思いもあるわけです。そのへんのところで町長にですね、一言その辺にいたった経過を少し披瀝していただきましてですね、誤解のないようにまあ町民の皆さんにさせていただきたいなというところをちょっと質問して、質問をしたいと思います。

○町長(森田増範君) 議長。

○議長(野口俊明君) 森田町長。

○町長(森田増範君) 鹿島議員さんの方から、質問いただきました。詳しいところまた担当課の方からも加えさせていただきたいと思いますが、先ほど質問の中でもございましたように、人権擁護委員さん、本当に奉仕の精神、あるいはボランティアという形の中でお世話になる方でございます。特にこのたび、人選に当たりましては、女性の方という思いも強く、そういった方々の適当な方はないだろうかということの中でいろいろと検討させてもらったところがございますけれども、現職という状況ではございますけれども先ほど申し上げましたように、実際に就任していただきますのが、7月の1日からでございます、合わせて今日こうして皆さん方の方で意見をいただき、ご承認いただくということで手続き等にも時間がかかるということでございます、そういう捉え方の中でどうしてもこの3月の定例議会に提案させていただきたいなという思いで今日諮問という形で出させていただいてるところでございます。もう少し、詳しいところ担当課の方から述べさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○人権推進課長(近藤照秋君) 議長、人権推進課長。

○議長(野口俊明君) 近藤人権推進課長。

○人権推進課長(近藤照秋君) 失礼いたします。人権擁護委員さんにつきましては、人権擁護委員法という法律がございます、それに添って人権擁護委員の推薦を議会の同意を得て、町長が法務省に対して行なうものでございます。

先ほど、鹿島議員さんの方から誤解がないようにということでございました。人権擁護委員の給与でございますが、人権擁護委員には給与は支給をしないということが、人

権擁護委員法には第8条で規定をされておりまして、無給でございます。全くの民間のボランティアということで、わたしども認識をいたしております。

それと至った経過ということでのお尋ねでございました。本来ならば、前任の方が3月末で、任期満了となりますことから、昨年から候補者の方を探しておったということにつきましては、先ほど町長の方が申し上げたとおりでございます。

候補者の推薦ということにつきましては、地域の実情、あるいは専門性、あるいは女性の候補者、これは男女共同参画の推進ということが、国の方もはっきりうたっておりまして、女性の方の登用ということを期待をしておるところでございます。

また新人の場合は65歳未満ということの定めが、運用の方でございまして、それに基づいて町の方としては、いろいろと昨年末の方から検討協議しておりましたけれども、このたび小西さんを推薦するに至ったということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(野口俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口俊明君) 起立多数です。従って、諮問第1号は、原案のとおり推薦することに決定しました。ここでしばらく休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 再開

日程第39 諮問第2号

○議長(野口俊明君) 再開いたします。日程第39、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長森田増範君。

○町長(森田増範君) それでは諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を述べさせていただきます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員さんにつきまして、検討の結果、ふたたび金田千義さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

金田さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものでございます。

金田さんは、長年にわたり鳥取県立米子工業高校に勤務され、退職後は、平成15年から名和町人権教育推進委員としてご指導を賜り、また合併後におきましても引き続き、本町の人権教育推進委員としてご尽力をいただいているところでございます。また、日本赤十字社奉仕団の要職に就かれ、各種のボランティア活動に従事するなど、人権擁護に対する見識に富んでおられる方でございます。

なお、発令期間は、平成22年7月1日から平成25年6月30日までの任期3年の予定でございます。どうぞご審議の上、賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。従って、諮問第2号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第40 陳情第1号

○議長（野口俊明君） 日程第40、陳情第1号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の採択についてを議題といたします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長、西尾 寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） ただいま議題となりました陳情第1号について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成22年3月11日、審査人数は全員の6名です。

陳情第1号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の採択についてであります。事務所、出張所の削減は災害、緊急時の対応に遅れが生じ住民の生命、財産を守ることが社会的使命である国の責任が問われています。

また、公共事業の地方配分も減少され地方経済の疲弊も予想されます。採決の結果、全会一致で採択と決しました。以上です。

○議長（野口俊明君） 以上で経済建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

これから陳情第1号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の採択についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第41 陳情第2号～日程41 陳情第3号

○議長（野口俊明君） 日程第41、陳情第2号 大山町営墓地建設に関する陳情から、日程第42、陳情第3号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてまで、計2件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） ただいま議題となりました陳情第2号と陳情第3号の計2件について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成22年3月10日、審査人数は5名でございます。

陳情第2号 大山町営墓地建設に関する陳情であります。墓地への需要は多様化しつつあり、既存の宗教施設によらない公園墓地の建設は、町民のみならず、町外からも需要が見込めます。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。

次に、陳情第3号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてであります。唯一の被爆国として、核兵器のない平和な世界の実現に向けた取り組みを続けなければなりません。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） 以上で、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

これから陳情第2号 大山町営墓地建設に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから陳情第3号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第43 陳情第4号

○議長（野口俊明君） 日程第43、陳情第4号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情を議題といたします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、諸遊壊司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） ただいま議題となりました陳情第4号について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成22年3月12日、審査人数は全員の6名でございます。

まず、陳情第4号は、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情であります。この制度は、国民皆保険制度の安定維持と税の公平負担の観点から構築されたものであります。現政府は、医療制度の抜本的改革と新制度の成立を目指していますが、そのメド

も立っていない状況であり、後期高齢者医療制度の即時廃止は困難であります。

採決の結果、全会一致で不採択と決しました。以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） 以上で、教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

これから、陳情第4号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。あ、まず反対討論から。

〔「この陳情に対する賛成か」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 失礼しました。まず、討論は反対討論を許します。

〔「今の委員長報告に対する反対ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 陳情に対する反対討論。

〔「委員長報告に対する…」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） これは陳情に対して賛成するか、反対するかです。ですから賛成される方は賛成討論、この陳情に対してですよ。まず反対討論を許します。

はい。次に賛成討論を許します。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） わたしは、この後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情に賛成する立場で討論をいたします。

この陳情の理由の中にも端的にありますように、この制度自体が根本的なところで問題があるというのを指摘しなければなりません。それは第1条の目的の中に、医療の適正化というふうにあるけどもこれは適正化というのは、結局はお金を使わないと、なるべく使わないようにしようという意味であります。ですから、この医療費の抑制を目的にした制度であるということは、本当に高齢者のためにある制度ではないということになりますね。75歳以上を今までの国保や健康保険から別立てにして、いわゆる俗な言い方ですと追い出して、それだけを囲い込むと75歳以上を。ということは、人口はもう増えるわけですから、75歳以上の人口は、当然医療費は上がると思います。上がれば上がるほどやっぱり保険料も上がる、そうすれば必然的にこりゃあ、われわれ高齢者は長生きするなということかと、こう言わんばかりの制度だというふうに高齢者が怒っているのもね当然だと思うんですよね。われわれもやがて75歳以上、生きとればの話ですが、迎えるわけです。誰もここに入って結局は保険料が上がる仕組みになるそう

いう制度、やっぱりこれは即時廃止しなけりゃあならないとだからこそ当時の野党であった民主党以下、こぞって反対もし、そしてこれは参議院でも廃案になり、それからこのたびもこれは新政権になってからも制度を廃止しなければならないというふうになったわけです。

欠陥的に、欠陥を持ったこういう制度なわけですけども、民主党政権は、これをすぐ廃止すると混乱するとか、事務的にですね、事務上混乱するという意味なことを言うてわけですけども、これはすぐに廃止しなければいつまでも75歳以上の高齢者は、人間としての尊厳が傷つけられると、そういうことになっていくわけですから、やはり行政の事務処理上のことよりも、人間としての尊厳を優先すべきじゃないかと、ですからすぐになかなか新しい制度はできないと思います。これが長引けば長引くほど、本当に高齢者は人間としての尊厳を傷つけられるということにもなるし、そして保険料もどんどん上がっていくということはもう目に見えているわけですから、一旦は即時廃止してこの陳情にもありますように、元の医療保険制度に戻すということが一番いいのではないかというふうにわたしは思います。よってこの即時廃止に関する陳情に賛成したいと思います。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（9番 吉原美智恵） はい、議長。9番。

○議長（野口俊明君） まず反対討論を許します。反対討論ですか。

○議員（9番 吉原美智恵） はい。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵） この制度はいうまでもなく、国民健康保険制度財政が逼迫してきたことを踏まえて発足したものであります。現状としては、国の見直しを受けて、年間400万円以上の年金受給者については、保険料が上がっていますが、それ以下の年金受給者であるほとんどの高齢者の方の保険料は、国保保険料よりも下がっている現状があります。

またこの制度の即時廃止は、現場だけではなく、対象となる高齢者の方々自身にも混乱と不安を生じさせるものと思います。以上のことからこの陳情に対して反対いたします。

○議長（野口俊明君） 次に、賛成討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のと

おり不採択とすることに決定しました。

日程第44 発議案第1号

○議長（野口俊明君） 日程第44、発議案第1号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立敏雄君） はい、議長。発議案第1号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について、提案理由のご説明をいたします。

本町においては、国家公務員に準じ、職員の賃金体系や勤務条件等を決定してきた経緯を踏まえ、常勤特別職や職員の期末・勤勉手当に係る条例の一部改正が平成21年11月26日臨時議会で行われています。

議員の期末手当についても、議会運営委員会で、現下の厳しい経済情勢、西部町村議会の期末手当・報酬削減の取り組み状況等を鑑み、議会全員協議会で審議した結果、平成22年4月1日以降の期末手当の支給率を6月期は、現行1.6月から0.15月削減し1.45月に、12月期は、現行1.7月から0.05月削減し1.65月に、合わせて支給率を0.2月引き下げするという結論に達しました。既定の条例の一部改正を行うものです。

なお、条例の施行日は、平成22年4月1日としています。以上で、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） 以上で、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

これから、発議案第1号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第45 発議案第2号

○議長（野口俊明君） 日程第45、発議案第2号 安心・安全な公共事業を推進する

ため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） はい、議長。発議案第2号 安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第2号は、経済建設常任委員会で陳情第1号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書、公共事業の予算配分を防災・生活関連・維持管理に重点配分するとともに、地方の災害時に市町村民の生命と財産を守り、国の責務として社会資本整備を推進するため、国土交通行政の執行体制の強化を求めます。

1. 国民の生命と財産を守るための公共事業を推進するため、中国地方整備局及び事務所・出張所の廃止を行わないこと。
2. 公共事業の予算配分を水害・土砂災害・雪害等の防災及び生活関連に伴う河川・道路等の整備、維持管理に重点配分するとともに、中国地方整備局及び事務所・出張所の組織を災害時でも敏速に対応できる体制にすること。
3. 国民の安全・安心につながる社会資本整備は、国の基本的責務であり、地方に移譲することなく国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成22年3月26日鳥取県大山町議会、宛先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、参議院議長、衆議院議長です。

○議長（野口俊明君） 以上で発議案第2号の提案理由の説明を終わります。

これから、発議案第2号 安心・安全な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第４６ 発議案第３号

○議長（野口俊明君） 日程第４６、発議案第３号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長 小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） 発議案第３号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

発議案第３号は、総務常任委員会で陳情第３号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書、我が国は、広島、長崎に原爆を投下された世界で唯一の被爆国として、これまでも非核３原則を国是として、核兵器の廃絶を求めてきた。

本町議会においても、平成１７年に「核兵器廃絶・平和の町宣言」を決議し、核兵器の廃絶を求め、恒久平和への強い意志を表明しているところである。しかしながら、核兵器はいまだ世界に多数存在し、その脅威から人類は解放されていない。

２０００年の核不拡散条約（ＮＰＴ）運用検討会議では、核兵器の全面廃絶に対する明確な約束がなされたにもかかわらず、２００５年の同会議では実質合意に至らず、核軍縮はもとより核不拡散体制についても進展が見られない状況であった。

しかし、昨年９月に開催された国連安全保障理事会首脳会合においては、初めて核不拡散・核軍縮が議題となり、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築することを柱とした安保理決議が全会一致で採択されるなど、核不拡散・核軍縮に向けた国際社会としての取り組みに対する機運が高まりを見せている。

よって、国会及び政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、被爆６５周年を迎える２０１０年に開催されるＮＰＴ運用検討会議において、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるよう次の事項について取り組むことを強く要望する。

記。１．平和市長会議（世界３，６８０都市加盟）が提唱する「２０２０ビジョン」を支持し、２０２０年までの核兵器廃絶の実現に向けて取り組むこと。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２２年３月２６日、鳥取県大山町議会、宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、以上でございます。

○議長（野口俊明君） 以上で、発議案第３号の提案理由の説明を終わります。

これから、発議案第３号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は2時10分。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

日程第47 議会改革調査特別委員会の調査報告について

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第47、議会改革調査特別委員会の調査報告について議題にいたします。調査結果の報告を求めます。議会改革調査特別委員長椎木 学君。

○議会改革調査特別委員長（椎木 学君） はい、議長。議会改革調査特別委員長の椎木でございます。ただいま議題となりました議会改革調査特別委員会の調査結果につきまして、報告をいたします。

議会改革調査特別委員会は、平成21年6月29日に設置されて以来合わせて6回の会議を開催し、議会のあり方について、議会が自ら改革する方向性を打ち出し、町民の期待に応える議会を目指すために、検討を重ねてまいりました。

その間、平成21年9月29日と12月22日に中間報告を行い、改革案を議長に提出いたしました。その後、議会運営委員会、全員協議会での協議の結果、おおよその改革案について一致をみたので、当特別委員会の調査を終了いたしたく、報告書の朗読をいたします。

まず1番目、議会の公開度、①会議録の迅速な作成、会議録の作成は、職員の協同作業により、定例会は50日以内、臨時会は25日以内、委員会は80日以内の作成を目標とする。②議場のテレビ放映、議場で行う本会議、臨時議会、特別委員会を、随時C A T Vで生放送及び録画放映する。③常任委員会のテレビ放映、定例会期ごとに1常任委員会、1時間枠の中で議題を絞りこみC A T Vで録画放映する。④ホームページの拡充、大山町ホームページの議会の掲載事項について、内容の拡充を図る。現行の議会構成、議事日程、会議録、議会だよりに加え、議員名簿、請願・陳情審査結果、議案の採決結果、議会関係行事、傍聴の手続き等を掲載する。⑤議長、副議長選挙に伴う、所信表明、初議会の正副議長選挙の前に、議員全員協議会を開催して、所信表明の機会を設ける。

2 番目、議会の報告度、①議会だよりの発行、議会だよりは、事項別に質問と答弁を要約化し、迅速な発行を目指す。発行は、議会終了後およそ 50 日を目途とする。②報告会の実施、議員の資質向上及び議会の説明責任を果たすため、あるいは町政・議会活動の状況を住民に知らせ、住民の意見を伺い、自治に対する住民の参加意識の拡大を図ることを目的に、年に 1 回以上議員全員による報告会を開催する。

3 番目、町民の参加度、①傍聴者への会議資料の閲覧、議会事務局は、傍聴者に対し、審議内容が分かるよう、事前に議員や説明者と同一の本会議資料を閲覧できるよう取り計らう。②各種団体との懇談会の実施、各常任委員会は所管の各種団体等と定期的に懇談会を開催し、住民ニーズの集約と議員活動への反映を図る。

4 番目、議会の民主度、①一問一答方式の採用、一般質問の質問・答弁の議論の散漫防止と充実を図るため、60 分間の制限時間内での一問一答方式の採用を図る。②議会運営基準の制定、全国町村議会議長会の「町村議会の運営に関する基準」を基本として、さらにこれまでの慣例、先例を加えた「大山町議会運営基準」を作成する。

5 番目、適正な議会機能、①ファックスの導入、議員は各自ファックスを設置し、議会事務局の通知連絡機能の迅速化と、事務労力の節減を図る。②議会の議決事件の拡大、地方自治法第 2 条第 4 項で規定する総合計画の「基本構想」と併せて、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定に基づき、総合計画の「基本計画」を議決事件とするため、所要な条例の整備を行う。③本会議後に議会運営の検討会を実施、本会議終了後、「議会運営全般」について、問題点・課題等を検討し、その結果を今後の議会運営に反映する。④委員間討議の充実、委員会活動の充実を図るため、「委員間討議」の時間を設定して所管の事務調査を実施し、理解度、共通認識を深める。⑤議案質疑の通告制導入の検討、質疑の内容確認により、的確な答弁を求め、質疑を簡素化するために通告制導入を検討する。⑥議員勉強会の開催、議員研修計画の策定、議会が活性化するためには、議員間の積極的な政策論議が必要なことから、議員の資質の向上をめざし各種勉強会を開催する。また議会は研修計画を策定し、市町村アカデミー・全国市町村国際文化研修所が開催する研修に議員を順次派遣する。以上で報告を終わります。

○議長（野口俊明君） 委員長報告に対し、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、以上で議会改革調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第 48 地域自治組織調査特別委員会の調査報告について

○議長（野口俊明君） 日程第 48、地域自治組織調査特別委員会の調査報告についてを議題にいたします。調査結果の報告を求めます。地域自治組織調査特別委員長 近藤大介君。

○地域自治組織調査特別委員長（近藤大介君） ただいま議題となりました地域自治組織調査特別委員会の調査結果につきまして報告をいたします。

別紙報告書うち、要点を読み上げ報告といたします。

1. はじめに、わが国で少子高齢化が進み、本町においても、長引く不況から、生活圏内での雇用就労環境の悪化と相まって、若者の流出による少子高齢化傾向が著しい状況にある。一方では、生活様式の多様化により、地域社会への帰属意識が薄まり、地域の祭りや運動会に参加者が集まらないといった事例が増え、地域の連帯感も希薄化しつつあり、規模の小さい集落では集落役員の固定化など、地域活動を担う世代の減少、高齢化により、コミュニティ活動が総じて低調になってきている。

平成19年末に大山町議会は、こうした本町の状況を憂慮し、既存の集落・自治会でのコミュニティ活動を補完し、地域力を高めるために、旧校区程度を単位とする新たな地域自治組織の取り組みを早期に行うよう町長に要望した。

その後、大山町では、地域自治組織の取り組みが着手されたものの、町民の理解を得る施策が十分になされておらず、地方分権が推進されるなか、大山町議会は、この問題を地域振興の重要な課題と位置づけ、平成21年6月定例会において本特別委員会を設置し、事業推進に向けた調査研究を再度行うこととした。

2. 大山町の少子高齢化の状況、平成21年3月末での高齢化率は31.5%で、一年半前に比べて0.7ポイント上昇している。65歳以上の人口比が50%を超え、生活共同体の機能維持が限界に達している集落を限界集落と呼ぶが、今回、各集落の高齢化率を調査した結果、限界集落が、数字の上では3集落現われている。また、全集落の約半数に及ぶ89集落が、限界集落予備軍とも言える準限界集落となっている。小学生が一人もいない集落も多数あり、集落の活力が損なわれ、地域の文化伝統の継承や集落機能の維持そのものが危うくなってきている。

3. 地域自治組織の取り組みの現状と課題、本町での具体的な取り組みは、平成20年10月に、10地区の区長会長への説明会からスタートしたが、地域自治組織の目的、必要性について、町民の認識、理解は進んでいない。

平成21年1月の区長会で、取り組みを進めていく上で、中心的な役割を担って頂くまちづくり推進員の選出を各集落に依頼されたが、推進員が決まらない集落、1年任期の区長が兼任する集落が全体の2割ほどある。

本町の状況を見れば、2年前に要望したとおり、早急な取り組みが必要であるが、3町が合併した本町は、旧3町の地理的環境や、旧町の施策のありようによって、住民自治の意識、現状が地域によって異なっており、全町民を対象に、本町の課題や状況を十分に周知した上で、自治組織の立ち上げにあたっては、住民の主体性を尊重した多様な対応が求められる。

こうした中、平成21年度中途から、「集落の健康診断」事業が始まり、積極的な事業

推進が図られているが、地域自治組織を視野においたまちづくり推進員の取り組みとの整理が不十分であったため、住民に誤解が生じ、それぞれの事業の推進に支障をきたしている面もある。

集落の現状を住民自身で点検する作業は、大変有意義なことであるが、高齢化が進んだ集落では、取り組みに消極的である場合も多く、高齢化の状況やリーダーの有無により、取り組みに格差が生じることも懸念される。

4. 地方分権と市町村合併の影響と課題、地方分権一括法による平成の大合併が進められた。地方分権に向けた体制整備が図られたと言えるが、一面では、合併によって、距離的にも心理的にも「役場が遠くなった」という住民の不満を産み、地方分権の推進が本来目指す住民の主体的参画を損なっていることは否めない。

道州制への移行も議論され、分権改革の進展次第では、基礎自治体のさらなる大規模化が求められる可能性もあるなか、町民および地域の役割、行政の役割を明確にしながら、地域づくり、まちづくりへの町民の主体的な参画を推進し、町民が合併の効果を実感できるよう、自立的で持続可能な地域づくりを早期に実現していくことが必要になっている。

5. まとめ、地方分権の推進のなかで、教育、福祉、産業の振興、住環境の整備、防災、伝統文化の継承など様々な分野で、町民の主体的参画が必要とされ、地域のことは地域で主体的に決定できるまちづくりが求められている。

地域コミュニティの基本単位は、集落・自治会であるが、地域コミュニティに期待される役割が増す一方で、現実には、コミュニティの機能は低下し、単独でのコミュニティ活動が困難な集落も増えつつある。地域の力を高め、町民が今後も安心して生活していけるようにしていくためには、既存の集落・自治会で低下したコミュニティ機能を補完し、充実させることができるよう旧校区程度を単位とする地域自治組織の取り組みを早急に推進する必要がある。

よって、大山町議会として、町長に対し、下記事項を要望することを提案する。記、
1. 旧校区程度を単位とする地域自治組織の取り組みを早急に推進すること。2. 推進にあたっては、町民の主体的な参画が最も重要であり、各集落から選任されたまちづくり推進員による検討会、研修会を十分に重ねるとともに、広報やホームページ、座談会等を通じ、今後の住民自治に必要な情報を広く町民に提供すること。3. 平成22年度策定の大山町総合計画に地域自治組織の取り組みを明記するようつとめること。4. 必要に応じて、コミュニティ機能の低下が著しい地域や、地域の合意形成が得られやすい地域をモデル指定し、先行した実施を推進するなど、柔軟な対応も検討すること。5. 各集落の活性化事業を行うにあたっては、住民自治の機能強化と整合するよう配慮すること。以上です。

○議長（野口俊明君） 委員長報告に対し、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、以上で地域自治組織調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第４９ 地域産業活性化調査特別委員会の調査報告について

○議長（野口俊明君） 日程第４９、地域産業活性化調査特別委員会の調査報告についてを議題にいたします。調査結果の報告を求めます。地域産業活性化調査特別委員会副委員長 竹口大紀君。

○地域産業活性化調査特別委員会副委員長（竹口大紀君） ただいま議題となりました地域産業活性化調査特別委員会の調査結果につきまして、岡田委員長に代わり報告をいたします。

別紙報告書のうち要点の朗読をもって、報告とさせていただきます。

まずはじめに、昨今の経済不況への対応策として、自治体が地域の実情に応じた、きめ細かな事業を積極的に実施できるよう「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」と「公共投資対策臨時交付金」が平成２１年度に交付されました。大山町では、約５億７，０００万円の交付が決定し、様々な事業が計画され執行されております。

このような状況の中、大山町議会はこれらの臨時交付金事業を、地域産業活性化の重要な事業と位置づけ、平成２１年６月定例会において本特別委員会を設置し、事業の進捗と地域産業の活性化に関する調査研究を行うことといたしました。

なお、政権交代等の影響もあり、臨時交付金の交付が不透明であったため、進捗状況の検討に至るまで、本委員会では地域産業に関わる単町の投資的事業のあり方と堆肥センターの検討も行ってまいりました。

まずはじめに、臨時交付金事業についてですが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で計画された主な事業を抜粋すると次の通りです。ＡＥＤ整備事業、商工会商品券発行事業、廃校校舎等撤去事業などです。また、公共投資対策臨時交付金で計画された主な事業を抜粋すると次の通りです。旧奈和北線道路改良事業、御来屋東坪線道路改良事業、温泉貯湯タンク設置事業、ナスパルタウン公園整備事業。

次に、臨時交付金事業の進捗状況でございます。平成２２年３月現在、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の予算執行率は８２．５％、公共投資対策臨時交付金の予算執行率は８５．３％です。それぞれおおむね順調に事業が完了し、町内業者にも適度に発注されております。

続きまして、単町の投資的事業のあり方でございます。公共事業の削減や昨今の経済不況の中、売上高の減少で中小零細企業は厳しい経営環境を強いられております。

また、無駄な公共事業削減の国民意識は高まっておりまして、今後も公共事業が拡大することは望めませんが、その一方では、行政運営の中で最低限必要とされる公共事業

が少なからず存在します。

しかしながら、この限られた公共事業を、安定した経営基盤の大企業や町外企業が数多く請け負っているのも現状です。このような経済合理性を追求すれば、歳出削減になることは確かですが、地元企業数の減少による人口減、それから税収減は避けられない上、雇用の確保等の問題も出てきます。そのため、単町の投資的事業の発注においては、町内業者への配慮が必要不可欠であると結論づけました。

次に、堆肥センターであります。町の基幹産業である農業の付加価値向上と、畜産農家の家畜排泄物の処理を共に進めるため、家畜排泄物で有機肥料を生成する堆肥センターを検討してまいりました。

これらは、大山ブランドの価値向上となりますし、黒字経営を実現している伯耆町の施設の例もありますため、本委員会で前向きな検討がなされてきましたが、同時に多くの問題も明らかになってきました。

具体的に本町では、家畜排泄物の成分と排出量が伯耆町と異なること、水分調整材の確保が困難なこと、輸送コストの問題があること等があげられました。

なお、本委員会で検討が進められました結果、堆肥センターの検討を行うための専属職員が農林水産課にも配置されまして、執行部でも取り組みが進められております。

最後にまとめでございます。経済不況や進む過疎化の中で、地域産業の振興、地域の特色づくり等の分野で、産品や地域のブランド力強化やエコの推進等ができるまちづくりが求められています。

また、これらの推進には単町の予算のみならず、国や県の交付金等を有効活用することが重要となります。従いまして、本特別委員会の最終まとめとして、大山町議会は町長に対し、次の事項を提言します。

1. 今後の臨時交付金等の事業は、より迅速に執行し、地域産業への配慮を行うと同時に、地域のブランド力向上と特色あるまちづくりにつながる事業を計画すること。

2. 町が発注する公共事業の入札に際して、より多くの町内業者が指名されるよう最大限配慮すること。

3. 経済不況等の危機的状況の際には、予定されている単町の投資的事業を前倒しで実施すること。

4. 堆肥センターに関しては、専属の職員による検討を今後も進め、適宜議会と協議を行うこと。以上です。

○議長（野口俊明君） 委員長報告に対し、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、以上で地域産業活性化調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第50 閉会中の継続調査について（総務常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第50、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第51 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第51、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第52 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第52、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第53 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第53、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議

題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において 議会運営に関する事項を継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで本定例会の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。平成22年第3回大山町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後2時38分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 野口 昌作

署名議員 池田 満正

